

## 第4節 公園施設土木工事材料（雨水排水材）

### 共-1-2-4-1 一般事項

- 1 受注者は、全て設計図書又は特記に規定された形状、寸法、品質を有している材料を使用し、特に定めのない場合はJIS規格あるいは本市規定の材料を使用しなければならない。
- 2 U型側溝は、特記のない限りJIS A 5303（鉄筋コンクリートU型）に適合する製品とする。
- 3 管渠は、特記のない限り、日本工業規格（JIS K 6741,6739）及び日本下水道協会規格（JSWAS K-1-1985）に適合する塩化ビニル管を使用しなければならない。
- 4 れんが積み集水柵は、コンクリート底版、れんが積み壁に、コンクリートブロック枠鉄製篋蓋（すぶた）付きを使用すること。れんがは、JIS R 1250（普通れんが）の3種以上とし、蓋及び枠は設計図書で指示されたコンクリートブロックとし、あらかじめ監督職員に見本を提示して承諾を得ること。
- 5 コンクリートブロック型集水柵は、本体ブロックとブロック枠鉄製篋蓋、必要に応じて継ぎ足しブロックを使用することとし、あらかじめ監督職員に製作図を提出したうえで承諾を得ること。ブロック枠鉄製篋蓋は、本条4項の規定に準じるものとする。

## 第5節 植栽工事用材料

### 共-1-2-5-1 一般事項

- 1 樹木は発育良好で枝葉がよく繁茂し、各樹種共、その本来の形態、性状を有すると共に、病害虫の被害や損傷のない健全な生育状態のものでなければならない。ただし、特殊な形態を必要とするものは、特記仕様書の規定によるものとする。
- 2 樹木は植替えもの（植替えしてから2～3年もの）又は根回しなどをを行った細根の多い栽培品でなければならない。ただし、栽培品が得られないなどやむを得ない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て、栽培品以外のものを使用することができる。
- 3 樹木の寸法は「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）第5次改訂の解説」の規定によるほか、次の基準によるものとする。
  - （1）樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部に突出した枝は含まない。  
なお、ヤシ類等の特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
  - （2）幹周りは、樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より1.2m上がりの位置を測定する。この部分に、枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木の

場合においては、おのこの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と、特記する場合は、幹の根元の周長(芝付け)をいう。

(3) 枝張(葉張)は、樹木等の四方面に伸張した枝(葉)の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木の場合にいう。

(4) 株立(株物)は樹木等の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは、低木でそう状を呈したものをいう。

株立数(略称:BN)は株立(物)の根元近くから分岐している幹(枝)の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。

2本立.....1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。

3本立以上.....指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。

4 樹木の寸法は設計図書に示された寸法を最低値とし、上限は指定寸法の10%以内とする。ただし、指定寸法以上であっても樹姿、枝ぶり等が優良とみられ、監督職員の承諾するものは使用することができるが、原則として植穴寸法、客土等の規格は変更しない。

5 監督職員が枝葉等の切除を指示した場合は、切除前の規格寸法を確認できる写真等を撮影し提出しなければならない。ただし、切除後も規格寸法を満たす場合は、この限りではない。

6 樹木の根鉢は樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定されていることとし、乾燥してはならない。

7 樹種によりふるい掘りとするときは、特に根部を養生し、乾燥や損傷などがなく、根の健全さが保たれていなければならない。

8 樹木及び根鉢等にはササ類やススキ、茅、蔓草等の宿根性植物は付着してはならない。また、1・2年性雑草についても根巻等の際に除去しておくこと。

#### 共-1-2-5-2 地被類

1 地被類は植物の特性に応じた形態を有し病虫害、雑草根などが混入せず、葉茎及び根の発育が旺盛で乾燥していない栽培品とする。ただし、栽培品が得られないなどやむを得ない理由がある場合は、監督職員の承諾を得て、栽培品以外のものを使用することができる。

2 樹木の寸法は「公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)第5次改訂の解説」の規定によるほか、次の基準によるものとする。

(1) コンテナ径(またはポット径)は、使用している樹脂ポット等の呼び寸法をいう。ただし、ポットはおおむね円形に近いものとし、大きく変形するなど、極端に栽培用土

が少ないものであってはならない。

- (2) 芽立ち数は、植栽時点で確認できる萌芽状態以上の芽の総数とし、貧弱なものや枯死したものは有効な芽立ち数とは扱わない。なお、植栽時期がその植物の萌芽時期より前であって、芽立ち数の確認が困難な場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 長さは、主幹が直立しない匍匐性(ほふくせい)のものの場合に、高さの代わりに用いる規格であり、最も長い枝の地際から先端までの長さをいう。木本類にあっては、伸長期の新梢は、その長さに含めない。

#### 共-1-2-5-3 種子

種子は、採取後1年以内のものとし、病虫害がなく雑草の種子が混じっていない発芽率の良好なものでなければならない。

#### 共-1-2-5-4 支柱材

- 1 支柱用丸太は、以下の基準によるものとする。
  - (1) 所定の寸法を有し、割れ、腐食がない直材であって、皮はぎをした杉丸太の新材とすること。  
なお、監督職員が承諾した場合は、ひのき丸太を使用することができる。
  - (2) 杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、見え掛り切口及び横木は全周面取り仕上げとする。
  - (3) 支柱用丸太の防腐処理は、監督職員が承諾する加圧注入防腐処理材とする。
- 2 その他支柱材は、以下の基準によるものとする。
  - (1) 竹支柱材は2年生以上で曲がりがなく、粘り強く、腐食、虫食い、変色などの欠点のない生育良好なものとし、両端を節止めとすること。
  - (2) 杉皮は大節、穴、割れ、腐食などのない良質品とする。
  - (3) しゅるなわ、わらなわは、より合せが均質で、強靱なものであること。

#### 共-1-2-5-5 客土用土・肥料・土壌改良材・マルチング材

- 1 客土用土は、樹木の生育を害する物質を含まないもので、第2章第2節土木工事材料共-1-2-2-1第2項「盛土及び植栽用客土」の規定によるものとする。  
ただし、特に指定する場合は、設計図書の特記による。
- 2 受注者は、肥料、土壌改良材、マルチング材を使用する場合、設計図書で指定されたもの又は同等品以上のものとし、使用前に見本等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 工事に於いて使用する土壌改良材等については、農林水産省より平成23年8月1日付通知された、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」に基づいたものを使用すること。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

- 4 有機質肥料としての油かす、魚粉、骨粉、鶏ふん等は、それぞれの良質の素材で肥料成分の損失がないようにつくられ、有害物、その他異物が混入していない乾燥したものを使用しなければならない。
- 5 化学肥料は、粒状、固形、結晶等それぞれの形状を有し、異物の混入していないものとする。また、それぞれの指定の肥料成分を有し、変質していないものでなければならない。
- 6 土壌改良材は粒状、粉状、液状等、それぞれの形質、性状を有し、異物の混入がなく、変質していないものとする。
- 7 活性堆肥は表2-4-1の品質基準に適合するものとする。

表2-4-1 活性堆肥品質基準

項目	基準
有機物含有率	70% 以上
全窒素(N)含有率	1.2% 以上
全リン酸(P2O5)含有率	0.5% 以上
全カリ(K2O)含有率	0.3% 以上
炭素比(C/N比)	35 以下
PH	5.5 ~ 7.5
塩基置換容量(CEC)	70me / 100g以上
水分	60 ± 5 % 前後
幼植物試験	異常を認めないこと

- [注] (1)各成分含有率および塩基置換容量は乾物当りで示す。  
 (2)有機物含有率は炭素(C)含有率を1.7倍して求める。  
 (3)全窒素含有率は硝酸態窒素(NO<sub>3</sub>-N)を含む。  
 (4)幼植物試験はコマツナなどの発芽・生育試験による。  
 (5)粒度は篩(ふるい)網のメッシュで、10以上20mm未満で調整する。

- 8 パーライトは黒耀石系とし、4 ~ 25 mmとする。
- 9 珪藻土は焼成粒とし、2 mm程度とする。

10 肥料・土壌改良材はすべてそれぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れられているもので、種類（成分表）、容量等が明記されているものでなければならない。

ただし、本市支給品はこの限りではない。

11 受注者は、本市支給品を使用する場合、監督職員から発行された請求伝票により指定する場所で支給品を受け取らなければならない。また、同時に交付書を受取り、監督職員に提出するものとする。

12 土壌改良材において、改良型混合材（パーライト、珪藻土、活性堆肥の3種混合）を使用する場合は、下記の規定によらなければならない。

（1）混合剤に使用する各材料は本条5～8項に準拠しなければならない。

（2）混合比率は容量比とし、パーライト：珪藻土：活性堆肥＝25：25：50%とする。

（3）混合材は均等に攪拌されていることとし、材料の偏りがあってはならない。

（4）袋は混合材が視認でき内容量等が表記されていなければならない。

（5）改良型混合材使用に先立ち、品質証明書並びに配合証明として計量証明事業登録所の分析試験書を監督職員に提出し、承諾を受けること。

#### 共 - 1 - 2 - 5 - 6 農薬

1 農薬は、粉剤、液剤、粒剤等で、それぞれの成分を有し、農薬取締法第2条による農林水産大臣の登録を受けたものとする。

2 農薬はすべて、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので変質がなく、商品名、種類（成分表）、容量が明示された有効期限内のものとする。

### 第6節 給水設備工事用材料

#### 共 - 1 - 2 - 6 - 1 一般事項

工事用諸材料は、JIS規格及びJWWA（日本水道協会）規格品及び本市水道局規格品で、表2-4-2・3の規定によるものとする。

表 2 - 4 - 2 給水装置材料表 ( その 1 )

合格証印	分類	品目	規格名称	規格番号	適用呼び径	備考
日本水道協会検査合格証印	直管類	鋼管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	15 ~ 150	
			水道用ホリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132	15 ~ 100	
			水道用塗覆装鋼管	JWWA G 117	80 ~ 300	
		鑄鉄管	水道用ググケル鑄鉄管	JWWA G 113	1種管の75 ~ 300	JIS A 5314に定めるMLタ ルライニング、あるいはJWWA G 112に定める粉体塗装 を管内面に施したもの
		塩化ビニル管	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	13 ~ 75	
			水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	13 ~ 75	
		銅管	水道用銅管	JWWA H 101	10 ~ 50	
	異形管類	鑄鉄管用	水道用ググケル鑄鉄異形管	JWWA G 114	75 ~ 300	JWWA G 112に定める粉 体塗装を管内面に施し たもの
		塩化ビニル管用	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743	13 ~ 75	
			水道用硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743	13 ~ 75	
硬質塩化ビニル ライニング鋼管用	水道用樹脂コーティング管継手 (コア付)		13 ~ 150	日本水道協会型式登録 品		
日本水道協会検査合格証印	弁・栓類	制水弁	水道用仕切弁	JIS B 2062	75 ~ 300	JWWA G 112に定める粉 体塗装を管内面に施し たもの。但し弁の開閉 は右回り開き左回り閉 じとする。
		鑄鉄製ハルブ	水道用ソフツール仕切弁	JWWA B 120	75 ~ 350	
			ナイロン11ライニングハルブ エポキシ樹脂ライニングハルブ	JIS B 2031	100 ~ 300	日水協型式登録品
	空気弁	水道用空気弁	JIS B 2063	双口 50 ~ 100 単口 13 ~ 25		
	消火栓	水道用地下式消火栓	JWWA B 103	双口75 単口100		
	コア付ハルブ	日本水道協会型式登録品		13 ~ 50		
水栓類	給水栓	日本水道協会型式登録品				
JIS マーク	水栓類	給水栓	給水栓	JIS B 2061	13 ~ 25	
-	その他	給水器具 エネット化装置	「給水器具及びエネット化装置等の取扱基準」に定める。			

表 2 - 4 - 3 給水装置材料表 ( その 2 )

合格証印	分類	品目	規格名称	規格番号	適用呼び径	備考	
大阪市水道局検査合格証印	異形管類	鋼管用	水道用樹脂コネクタ管継手	JWWA K 117	15 ~ 150		
		銅管用	水道局の定める規格		13 ~ 25		
		ビニル管用		13 ~ 75			
		鋳鉄管用		75 ~ 300			
	弁・栓類	給水栓	水道局の定める規格			13 ~ 25	
		分水栓			25	JWWA B 117	
		止水栓			13 ~ 50		
		玉形弁	青銅5kgf/cm <sup>2</sup>	JIS B 2011	15 ~ 80		
			青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 80		
			青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 100		
		仕切弁	青銅5kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 80		
			青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 80		
			青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	25 ~ 80		
		逆止弁	青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 50		
			青銅10kgf/cm <sup>2</sup>	"	15 ~ 50		
		可撓継手	伸縮継手	水道局の定める規格		13 ~ 40	使用箇所を限定
	フレキシブル		13 ~ 40		使用箇所を限定		
	その他	ホックス類	水道局の定める規格				
		その他	水道局の定める規格				
			「給水装置材料使用承認の取扱基準」に定める「型式承認品」				
			「給水装置材料使用認証の取扱基準」に定める「限定承認品」				

## 第7節 電気工事用材料

### 共 - 1 - 2 - 7 - 1 一般事項

工事に使用する材料は、第 編公園緑化土木工事第8章電気設備工の規定によるものとする。